



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷兼発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則	港湾局空港調整課	1
告示	道路法による道路の区域変更(市道 宮本摩耶線)	建設局道路管理課	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	5
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	8
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(西舞子ハイツ自治会他)	地域協働局地域活性課	10
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	11
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	13
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	14
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	15
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	16
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	17
公告	都市公園の区域変更(高倉台3号周辺緑地、高倉台4号周辺緑地)	建設局公園部管理課	31
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市西区中野1丁目)他1	都市局都市計画課	32
教育委員会	令和5年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題調査委員会設置規則	教育委員会事務局総務部総務課	33
訂正	令和6年2月20日付神戸市公報第3847号中	建築住宅局建築指導部 建築安全課	36

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月14日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第41号

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則（令和4年10月規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(7) [略] (8) <u>附則第10項の規定 令和6年4月1日</u>	1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(7) [略]
2～9 [略]	2～9 [略]

10 執行機関の附属機関に関する条例

第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2の神戸空港サブターミナル整備事業者選定委員会の項を削る。

別表1

名称	担当事務
[略]	[略]
本山神岡住宅跡地活用事業者選定委員会	[略]
神戸空港サブターミナル整備事業者選定委員会	神戸空港サブターミナル整備事業者選定に関すること。

別表2

名称	定数	任期	会長
[略]	[略]	[略]	[略]
本山神岡住宅跡地活用事業者選定委員会	[略]	[略]	[略]
神戸空港サブターミナル整備事業者選定委員会	6人	委嘱の日から	委員の互選に

別表1

名称	担当事務
[略]	[略]
本山神岡住宅跡地活用事業者選定委員会	[略]

別表2

名称	定数	任期	会長
[略]	[略]	[略]	[略]
本山神岡住宅跡地活用事業者選定委員会	[略]	[略]	[略]

ル整備事業 者選定委員 会	令和6 年3月 31日ま で	より選 任する 者
---------------------	-------------------------	-----------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年2月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年3月12日まで一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	宮本摩耶線	神戸市中央区神仙寺通1丁目2番1地先から	新	43.4	最大 4.80 最小 4.50
		神戸市灘区青谷町4丁目1番3地先まで	旧	43.4	最大 3.20 最小 3.00

神戸市告示第602号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 41台 原動機付自転車 0台	令和6年1月5日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 41台 原動機付自転車 2台	令和6年1月9日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 0台	令和6年1月12日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 1台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和6年1月13日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 52台 原動機付自転車 3台	令和6年1月17日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 27台 原動機付自転車 1台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和6年1月19日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 1台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 36台 原動機付自転車 1台	令和6年1月22日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 1台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和6年1月23日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 36台 原動機付自転車 1台	令和6年1月26日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和6年1月27日	
	中央区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 41台 原動機付自転車 0台	令和6年1月30日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台			

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和6年1月5日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 1台	令和6年1月11日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 1台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年1月18日
	兵庫区長期放置	自転車 25台 原動機付自転車 1台	令和6年1月23日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和6年1月25日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 2台	
	駐輪場内	自転車 13台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 89台 原動機付自転車 2台	令和6年1月27日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和6年1月29日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 6台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第603号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
垂水自転車保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台	令和6年1月5日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年1月9日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年1月15日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年1月19日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年1月24日	
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年1月29日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第604号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、西舞子ハイツ自治会、大畑自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月27日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	西舞子ハイツ自治会	大畑自治会
主たる事務所	神戸市垂水区西舞子8丁目17番12号	神戸市西区平野町大畑132番地の2
代表者の氏名	山崎 恵子	戸田 康
代表者の住所	神戸市垂水区西舞子8丁目17番12号	神戸市西区平野町大畑83番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 西舞子ハイツ自治会 令和6年1月6日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区西舞子8丁目17番9号	神戸市垂水区西舞子8丁目17番12号
代表者の氏名	松下 晏久	山崎 恵子
代表者の住所	神戸市垂水区西舞子8丁目17番9号	神戸市垂水区西舞子8丁目17番12号

(2) 大畑自治会 令和6年1月14日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	戸田 美和	戸田 康
代表者の住所	神戸市西区平野町大畑214番地	神戸市西区平野町大畑83番地

神戸市告示第605号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和6年2月27日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2865190678	訪問看護リハビリステーション しょう	兵庫県神戸市中央区生田町3丁目2-5-1	株式会社エンハビ	兵庫県神戸市中央区北野町二丁目6番2号	令和6年2月1日	介護予防訪問看護
2865190678	訪問看護リハビリステーション しょう	兵庫県神戸市中央区生田町3丁目2-5-1	株式会社エンハビ	兵庫県神戸市中央区北野町二丁目6番2号	令和6年2月1日	訪問看護
2865190686	訪問看護ステーション ラ・テラス 北野	兵庫県神戸市中央区北野町3丁目7番1号	株式会社 K' S W ORKS	兵庫県神戸市中央区北野町3丁目7番1号	令和6年2月1日	介護予防訪問看護
2865190686	訪問看護ステーション ラ・テラス 北野	兵庫県神戸市中央区北野町3丁目7番1号	株式会社 K' S W ORKS	兵庫県神戸市中央区北野町3丁目7番1号	令和6年2月1日	訪問看護
2870504103	ケアステーション さわ	兵庫県神戸市兵庫区新開地一丁目2番18-1008号	一般社団法人栄佐	兵庫県神戸市兵庫区新開地一丁目2番18-1008号	令和6年2月1日	訪問介護

2875104487	訪問介護プ ラウドケア ー	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通六丁目 1番1-213 号	株式会社C o n n e c t J a p a n	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通六丁目 1番1-213 号	令和6年2 月1日	訪問介護
------------	---------------------	---	--------------------------------------	---	--------------	------

神戸市告示第606号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和6年2月27日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2871104424	ツクイ宝塚安倉	兵庫県宝塚市安倉南3丁目2-9	株式会社ツクイ	神奈川県横浜港南区上大岡西1丁目6-1	令和6年2月1日	介護予防通所サービス
2875205318	訪問介護ステーションはれた	兵庫県神戸市西区北別府1丁目26-5	株式会社フジイ新聞舗	兵庫県神戸市西区南別府二丁目6番地の3	令和6年2月1日	生活支援訪問サービス
2890700350	デイサービス 楽歩プラス	兵庫県神戸市須磨区大黒町2丁目2番14号	株式会社アスレチックラボ	兵庫県神戸市須磨区平田町2丁目3番9号	令和6年2月1日	介護予防通所サービス

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

神戸市告示第607号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和6年2月27日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2870803927	居宅介護支援事業所ハナミズキ	兵庫県神戸市垂水区西舞子9丁目12番5号	合同会社花水木	兵庫県神戸市垂水区西舞子9丁目12番5号	令和6年1月25日	居宅介護支援
2870101793	株式会社ひなたケアセンター	兵庫県神戸市東灘区青木5丁目17-6 大窪マンション103号	株式会社ひなたケアセンター	兵庫県神戸市東灘区青木5丁目17-6 大窪マンション103号	令和6年1月31日	訪問介護
2870602832	湊川ケア・居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市長田区房王寺町6丁目1-45-201	ロイヤルハウス有限公司	兵庫県神戸市長田区房王寺町6丁目1-45-201	令和6年1月31日	居宅介護支援
2870804370	ケアプランセンターユアサイド	兵庫県神戸市垂水区本多聞1丁目6-14 グランデール本多聞205	株式会社ユアサイド	大阪府大阪市港区夕風2丁目16-9 ABMポートビル4F	令和6年1月31日	居宅介護支援
2875104453	ケアステーションプラウドワーク	兵庫県神戸市中央区浜辺通六丁目1番1-213号	株式会社プラウドワーク	大阪府大阪市中央区安堂寺町二丁目6番11号 エスリード長堀タワー305号	令和6年1月31日	訪問介護

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

神戸市告示第608号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和6年2月27日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890600402	定期巡回・随時対応あおいそら長田	兵庫県神戸市長田区西代通1-5-12 グリーンビラ西代401号	医療法人社団 ホームケアクリニックこうべ	兵庫県神戸市中央区中町通2-3-2 三共神戸ツインビル8F	令和6年2月1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2890700350	デイサービス 楽歩プラス	兵庫県神戸市須磨区大黒町2丁目2番14号	株式会社アスレチックラボ	兵庫県神戸市須磨区平田町2丁目3番9号	令和6年2月1日	地域密着型通所介護

神戸市告示第609号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和6年2月27日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2870101793	株式会社ひなたケアセンター	兵庫県神戸市東灘区青木5丁目17-6 大窪マンション103号	株式会社ひなたケアセンター	兵庫県神戸市東灘区青木5丁目17-6 大窪マンション103号	令和6年1月31日	介護予防訪問サービス

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和6年2月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
神戸市北区鹿の子台北町 中川 優	神戸市西区月が丘 永井 真知子	北区八多町中字新谷 689	田 1,788	本公告日 令和7年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市北区長尾町 芝 武司	北区長尾町上津字若林 5220 北区長尾町上津字若林 5221	田 970 田 2,286	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 宮脇 拓己	神戸市中央区再度筋町 藤原 隆道	北区淡河町萩原字岡西 287	田 1,449	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 石野 隆尉	神戸市北区淡河町 森井 禮子	北区淡河町萩原字越前 674-1 北区淡河町萩原字越前 675-1 北区淡河町萩原字通田 1757	田 69 田 945 田 2,804	本公告日 令和8年12月31日	玄米2kg/1筆 玄米28kg/1筆 30,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。 毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区淡河町 坂本 勝敏	神戸市中央区再度筋町 藤原 隆道	北区淡河町萩原字才ノ神 1447	田 1,711	本公告日 令和8年12月31日	13,688円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区淡河町 村上 正人	神戸市北区淡河町 森井 禮子	北区淡河町萩原字坊ノ上 1505 北区淡河町萩原字坊ノ上 1506	田 3,134 田 1,478	本公告日 令和8年12月31日	23,784円/1筆 11,216円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区淡河町 藤原 長三	神戸市北区淡河町 森井 禮子	北区淡河町萩原字越前 1709	田 748	本公告日 令和8年12月31日	玄米60kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区長尾町 中西 正則	尼崎市塚口本町 小西 利美	北区長尾町上津字八ヶ坪 5387-1	田 1,313	本公告日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市北区長尾町 辻 範行	北区長尾町上津字八ヶ坪 5402 北区長尾町上津字八ヶ坪 5403 北区長尾町上津字八ヶ坪 5404	田 726 田 1,279 田 1,090	本公告日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	尼崎市塚口本町 小西 利美	北区長尾町上津字三谷垣内 5504 北区長尾町上津字三谷垣内 5518	田 763 田 817	本公告日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区大沢町 工藤 祥	神戸市北区長尾町 松原 成良	北区長尾町上津字清水ケ谷 5651 北区長尾町上津字清水ケ谷 5652 北区長尾町上津字清水ケ谷 5656-1 北区長尾町上津字清水ケ谷 5656-2 北区長尾町上津字清水ケ谷 5656-3	田 607 畑 1,406 田 3,039 田 120 田 930	本公告日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 水田として利用	
神戸市北区大沢町 工藤 祥	神戸市北区長尾町 三谷 了三	北区長尾町上津字清水ケ谷 5653 北区長尾町上津字清水ケ谷 5654	田 1,395 畑 1,469	本公告日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	
神戸市北区大沢町 工藤 祥	神戸市北区長尾町 平 定	北区長尾町上津字清水ケ谷 5657 北区長尾町上津字清水ケ谷 5658 北区長尾町上津字清水ケ谷 5659	田 2,152 畑 2,282 畑 2,141	本公告日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用 普通畑として利用	
神戸市北区淡河町 藤原 尚明	神戸市北区淡河町 藤原 正三	北区淡河町北僧尾字湯屋ノ上 2397 北区淡河町北僧尾字湯屋ノ上 2398 北区淡河町北僧尾字湯屋ノ上 2402	田 1,030 田 858 田 828	本公告日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 大前 真一	神戸市北区淡河町 上垣 千鶴子 神戸市北区藤原台北町 古賀 幸子	北区淡河町野瀬字倉カリ 3187 北区淡河町野瀬字白銀子 3234 北区淡河町野瀬字白銀子 3236	田 1,002 田 1,215 田 1,173	本公告日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 石川 佳成	神戸市北区淡河町 内等 功	北区八多町屏風字揚石 2121	田 689	本公告日 令和15年12月31日	3,400円／1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区淡河町 尾崎 正尊	大阪府泉大津市西港町 大堂 芳明	北区淡河町野瀬字倉カリ 3194 北区淡河町野瀬字倉カリ 3195	田 1,387 田 3,168	本公告日 令和15年12月31日	2,240円／1筆 4,600円／1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

神戸市北区淡河町 坂本 忠俊	大阪府泉大津市西港町 大堂 芳明	北区淡河町野瀬字倉カリ 3200	田 1,119	本公告日 令和15年12月31日	1,720円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 大前 真一	大阪府泉大津市西港町 大堂 芳明	北区淡河町野瀬字白銀子 3245 北区淡河町野瀬字白銀子 3246 北区淡河町野瀬字白銀子 3248 北区淡河町野瀬字白銀子 3249	田 1,276 畑 996 田 4,392 田 919	本公告日 令和15年12月31日	1,660円／1筆 880円／1筆 5,000円／1筆 1,040円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市垂水区東垂水 久保 浩俊	神戸市西区榎谷町 石井 禮子	西区榎谷町菅野字北山 1286	畑 1,142	令和6年4月1日 令和7年3月31日	10,000円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 川西 巖	神戸市西区押部谷町 川西 隆之	西区押部谷町西盛字西垣内 668-2	田 504	令和6年4月1日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区押部谷町 吉田 豊彦	神戸市西区押部谷町 藤井 利典	西区押部谷町細田字平町 1102 西区押部谷町細田字平町 1232-1	田 1,097 田 364	令和6年4月1日 令和7年3月31日	16,400円／1筆 5,400円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区玉津町 日高 健一	神戸市西区伊川谷町 谷川 義和	西区玉津町高津橋字馬掛原 793	田 727	令和6年4月1日 令和7年3月31日	10,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 笹川 佐登司	西区平野町堅田字土井 41 西区平野町堅田字土井 42-1	田 379 田 612	令和6年4月1日 令和7年3月31日	3,790円／1筆 6,120円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 政井 章	西区平野町堅田字土井 42-2 西区平野町堅田字畑ヶ田 87 西区平野町堅田字栗町 159-1	田 1,115 田 2,869 田 3,177	令和6年4月1日 令和7年3月31日	11,150円／1筆 28,690円／1筆 31,770円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 政井 保宏	西区平野町堅田字土井 59	田 3,041	令和6年4月1日 令和7年3月31日	30,410円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 政井 美由紀	西区平野町堅田字栗町 154	田 1,828	令和6年4月1日 令和7年3月31日	18,280円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

明石市大久保町 寺岡 茂喜	明石市材木町 笹川 義彦	西区平野町堅田字栗町 162	田 1,609	令和6年4月1日 令和7年3月31日	16,090円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 笹川 八重子	西区平野町堅田字中井 256 西区平野町堅田字中井 257	田 3,123 田 3,228	令和6年4月1日 令和7年3月31日	31,230円／1筆 32,280円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 藤井 末治郎	神戸市西区平野町 山口 和義	西区平野町中津字池ノ下 2748	田 3,639	令和6年4月1日 令和7年3月31日	32,500円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	明石市大久保町 山口 正也	西区平野町中津字堂ノ上 2895 西区平野町中津字堂ノ上 2913	畑 1,984 田 637	令和6年4月1日 令和7年3月31日	23,200円／1筆 7,400円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 竹中 敏勝	西宮市中前田町 吉田 昭代	西区神出町古神字竹ノ下 101	田 2,254	令和6年4月1日 令和7年3月31日	22,540円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
明石市大久保町 阪口 智	神戸市灘区篠原伯母野山町 大西 敬司	西区神出町古神字長出 373	畑 1,056	令和6年4月1日 令和7年3月31日	14,000円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 竹中 敏勝	神戸市灘区篠原伯母野山町 大西 敬司	西区神出町古神字丸淵 486-6 西区神出町古神字前田 602	田 1,490 田 2,163	令和6年4月1日 令和7年3月31日	14,900円／1筆 21,630円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区平野町 福壽 恵美	神戸市西区平野町 福壽 利彦	西区平野町繁田字向井田 599 西区平野町繁田字向井田 600 西区平野町繁田字南水谷 656-1 西区平野町繁田字南水谷 657-3	田 725 田 2,785 田 511 田 403	令和6年4月1日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区平野町 藤田 彰	神戸市西区神出町 西本 智計	西区神出町南字池ノ上 166-1 西区神出町南字南添 465 西区神出町南字中野 471	田 851 田 1,383 田 1,793	令和6年4月1日 令和8年3月31日	8,510円／1筆 13,830円／1筆 17,930円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区伊川谷町 定連 仁	神戸市西区伊川谷町 新中 喜久子	西区伊川谷町小寺字ハザカ 77 西区伊川谷町小寺字ハザカ 81	田 3,290 田 3,054	令和6年4月1日 令和9年3月31日	32,900円／1筆 30,540円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 谷井 敏朗	神戸市西区伊川谷町 小西 之洋	西区伊川谷町小寺字吉末 123-1	田 1,113	令和6年4月1日 令和9年3月31日	玄米30kg／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

神戸市西区伊川谷町 谷井 敏朗	神戸市西区伊川谷町 小西 三枝子	西区伊川谷町小寺字吉末 123-2	田 2,797	令和6年4月1日 令和9年3月31日	玄米90kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 小西 之洋	神戸市西区伊川谷町 金岡 久仁香	西区伊川谷町小寺字吉末 134-1 西区伊川谷町小寺字カイチ 229-1 西区伊川谷町小寺字カイチ 230-2 西区伊川谷町小寺字カイチ 231-1	田 1,310 田 271 田 261 田 459	令和6年4月1日 令和9年3月31日	22,800円/1筆 4,700円/1筆 4,500円/1筆 8,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区榎谷町 井上 博嗣	神戸市西区榎谷町 井上 功	西区榎谷町菅野字城ヶ市 1351 西区榎谷町菅野字城ヶ市 1352	田 411 畑 1,912	令和6年4月1日 令和9年3月31日	3,699円/1筆 17,208円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区榎谷町 井上 博嗣	神戸市西区榎谷町 井上 源治	西区榎谷町松本字才ノ木 970 西区榎谷町松本字内井 1373	田 711 田 537	令和6年4月1日 令和9年3月31日	7,110円/1筆 5,370円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区榎谷町 井上 博嗣	神戸市西区榎谷町 神木 三樹子	西区榎谷町松本字三本松 1076	田 715	令和6年4月1日 令和9年3月31日	6,435円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 川本 享秀	神戸市西区美徳が丘 川本 美佐子 神戸市西区榎野台 酒井 泰子	西区押部谷町高和字茶ノ木元 13	田 1,967	令和6年4月1日 令和9年3月31日	13,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 川本 享秀	神戸市西区押部谷町 川本 光子	西区押部谷町高和字茶ノ木元 14 西区押部谷町高和字上ヶ田 429	田 949 田 1,977	令和6年4月1日 令和9年3月31日	6,600円/1筆 13,800円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 谷 昌治	神戸市西区平野町 笹川 敬	西区平野町堅田字井元 901	田 1,425	令和6年4月1日 令和9年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 松尾 秀輝	神戸市西区井吹台西町 岡部 恵	西区神出町東字追ノ谷 2458 西区神出町東字追ノ谷 2459	田 327の内267 田 747	令和6年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 松尾 秀輝	神戸市西区神出町 長田 秀章	西区神出町東字奥ノ垣 2485	田 797	令和6年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

神戸市西区神出町 松尾 秀輝	神戸市西区神出町 長田 千恵美	西区神出町東字池ノ肩 2548	田 1,582の内1,392	令和6年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区岩岡町 碓永 俊喜	神戸市西区岩岡町 原田 洋子 神戸市西区岩岡町 原田 三樹	西区岩岡町古郷字西場 3015	田 1,353	令和6年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区岩岡町 前田 常貴	明石市大久保町 山崎 敏枝	西区岩岡町野中字内山 210-1	田 1,852	令和6年4月1日 令和9年3月31日	18,520円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 前田 常貴	明石市大久保町 木村 彰吾	西区岩岡町野中字福吉 362 西区岩岡町野中字福吉 363-1 西区岩岡町野中字福吉 363-2 西区岩岡町野中字福吉 363-3 西区岩岡町野中字福吉 363-4 西区岩岡町野中字福吉 363-5	田 600 田 238 田 119 田 134 田 300 田 194	令和6年4月1日 令和9年3月31日	6,000円／1筆 2,380円／1筆 1,190円／1筆 1,340円／1筆 3,000円／1筆 1,940円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 正谷 美智代	加古川市加古川町 柏木 真理子	西区岩岡町野中字福吉 396-1 西区岩岡町野中字福吉 396-2	田 1,970 田 621	令和6年4月1日 令和9年3月31日	26,500円／1筆 8,300円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区岩岡町 前田 常貴	加古川市加古川町 橋本 朋子	西区岩岡町野中字尾崎 618-2 西区岩岡町野中字尾崎 618-3 西区岩岡町野中字尾崎 618-4	田 350 田 757 田 680	令和6年4月1日 令和9年3月31日	3,500円／1筆 7,570円／1筆 6,800円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 前田 常貴	明石市大明石町 木村 佳子	西区岩岡町野中字中筋 927-1 西区岩岡町野中字中筋 927-2 西区岩岡町野中字中筋 927-3	田 950 田 1,150 田 495	令和6年4月1日 令和9年3月31日	9,500円／1筆 11,500円／1筆 4,950円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 定連 克己	神戸市西区伊川谷町 井上 利夫 神戸市西区伊川谷町 井上 博子 横浜市緑区いぶき野 井上 朋恵	西区伊川谷町長坂字玉子原 467-2	田 1,762	令和6年4月1日 令和11年3月31日	玄米30kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

神戸市長田区五位ノ池町 桶谷 光弘	神戸市西区榎谷町 難波 直代	西区榎谷町松本字小田 210 西区榎谷町松本字三本松 1092 西区榎谷町松本字三本松 1105	田 1,375 畑 239 田 1,539	令和6年4月1日 令和11年3月31日	26,166円／1筆 4,548円／1筆 29,286円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 松下 栄美	神戸市西区押部谷町 藤本 千歳	西区押部谷町高和字上ヶ田 439	田 1,123	令和6年4月1日 令和11年3月31日	10,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区枝吉 森田 守	神戸市西区南別府 池田 修己	西区押部谷町和田字向井 17-1	田 2,979	令和6年4月1日 令和11年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区池上 戸田 貴之	西宮市甲子園口 川村 節子 新潟県妙高市工団町 戸田 達也 東京都町田市旭町 戸田 裕子 神戸市西区桜が丘中町 津田 順子	西区平野町常本字庄界 78-1 西区平野町常本字庄界 100-1 西区平野町常本字御神本 179 西区平野町常本字丹谷 357	田 1,257 田 2,777 田 1,200 田 3,034	令和6年4月1日 令和11年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区平野町 藤田 和夫	神戸市西区平野町 藤田 真世	西区平野町中津字橋爪 156-1	田 1,700	令和6年4月1日 令和11年3月31日	22,005円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 富岡 俊志	神戸市西区平野町 藤田 昭子	西区平野町中津字橋爪 175-1 西区平野町中津字橋爪 175-2	田 3,500 田 582	令和6年4月1日 令和11年3月31日	38,500円／1筆 6,400円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
明石市和坂 伊藤 能之	神戸市須磨区清水台 柴田 康彦 神戸市北区道場町 廣嶋 めぐみ	西区平野町印路字湯町 2418	田 1,375	令和6年4月1日 令和11年3月31日	13,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区神出町 竹中 敏勝	神戸市西区伊川谷町 原 千代子	西区神出町古神字大山口 781-2	田 1,572	令和6年4月1日 令和11年3月31日	15,720円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区神出町 穴田 浩三	神戸市西区南別府 池田 修己	西区神出町廣谷字西口 385 西区神出町廣谷字西口 386	田 1,226 田 1,068	令和6年4月1日 令和11年3月31日	12,560円／1筆 10,940円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

神戸市西区岩岡町 前田 常貴	神戸市西区岩岡町 芝田 健輔	西区岩岡町野中字内山 177-1 西区岩岡町野中字中筋 887 西区岩岡町野中字中筋 892	田 2,295 田 3,000 田 967	令和6年4月1日 令和11年3月31日	21,700円／1筆 30,000円／1筆 10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区大沢 吉田 昭	神戸市西区押部谷町 岡野 弘	西区押部谷町和田字清水 86 西区押部谷町和田字上古野 629	田 2,955 田 1,824	令和6年4月1日 令和12年3月31日	20,685円／1筆 12,768円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区大沢 吉田 昭	石川県金沢市寺中町 石垣 博史	西区押部谷町和田字上古野 638	田 2,811	令和6年4月1日 令和12年3月31日	玄米30kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区大沢 吉田 昭	神戸市西区押部谷町 岡野 行夫	西区押部谷町和田字下古野 668 西区押部谷町和田字下古野 686	田 3,077 田 2,729	令和6年4月1日 令和12年3月31日	21,539円／1筆 19,103円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区枝吉 森田 守	神戸市西区押部谷町 大西 康文	西区押部谷町和田字谷合 256 西区押部谷町和田字谷合 278	田 2,051 田 1,075	令和6年4月1日 令和16年3月31日	20,000円／1筆 11,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 渡越 睦	加古郡播磨町 戸田 智晃	西区平野町大畑字八郎ガキ 276 西区平野町大畑字睦代 354-1	田 1,096 田 1,141	令和6年4月1日 令和16年3月31日	11,946円／1筆 12,436円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区平野町 渡越 睦	神戸市西区平野町 戸田 美和	西区平野町大畑字八郎ガキ 277	田 871	令和6年4月1日 令和16年3月31日	9,494円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区淡河町 常深 輝夫	北区淡河町萩原字才ノ神 1431	田 1,877	令和6年2月29日 令和16年3月31日	28,155円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市北区淡河町 宮脇 拓己	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	明石市松の内 山口 泰寛	西区神出町宝勢字大道池尻 2665	畑 2,302の内550	令和6年2月29日 令和16年3月31日	2,800円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
加古川市野口町 松崎 舞	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	明石市松の内 山口 泰寛	西区神出町宝勢字大道池尻 2665	畑 2,302の内550	令和6年2月29日 令和16年3月31日	2,800円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
加古川市野口町 松崎 洋治	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	明石市松の内 山口 泰寛	西区神出町宝勢字大道池尻 2665	畑 2,302の内550	令和6年2月29日 令和16年3月31日	2,800円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区岩岡町 森田 由起	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	明石市松の内 山口 泰寛	西区神出町宝勢字大道池尻 2665	畑 2,302の内326	令和6年2月29日 令和16年3月31日	1,550円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
芦屋市平田町 橋本 尚子	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	明石市松の内 山口 泰寛	西区神出町宝勢字大道池尻 2665	畑 2,302の内326	令和6年2月29日 令和16年3月31日	1,550円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
神戸市中央区中山手通 富田 功	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	明石市松の内 山口 泰寛	西区神出町宝勢字大道池尻 2666	畑 2,290の内550	令和6年2月29日 令和16年3月31日	2,800円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区玉津町 田口 陽子	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	明石市松の内 山口 泰寛	西区神出町宝勢字大道池尻 2666	畑 2,290の内550	令和6年2月29日 令和16年3月31日	2,800円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区白水 柏木 智也	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	明石市松の内 山口 泰寛	西区神出町宝勢字大道池尻 2666	畑 2,290の内640	令和6年2月29日 令和16年3月31日	3,100円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区二ツ屋 株式会社 ナチュラリズム 代表取締役 大皿 一寿	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

(3) 解除条件付

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積㎡					
神戸市西区神出町小東野53-81 株式会社トーホーフาร์ม 代表取締役 濱口 潤二	神戸市西区神出町 石塚 清美	西区神出町小東野字廣澤 53-60 西区神出町小東野字廣澤 53-99	畑 1,780 畑 2,185	令和6年4月1日 令和7年3月31日	26,700円/1筆 32,775円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市垂水区塩屋町 國方 香代子	神戸市垂水区小東山 伊丹 ルリ子	西区押部谷町西盛字池之下 447	田 2,095の内215	本公告日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
宝塚市すみれが丘 相沢 弘志	神戸市西区押部谷町 森岡 康博	西区押部谷町養田字上垣内 227	田 1,006の内960	本公告日 令和8年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区竜が岡 川崎 真央	神戸市西区玉津町 志波 かおり	西区平野町中津字柳ヶ坪 2712	田 2,433の内400	本公告日 令和8年3月31日	8,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
加東市秋津 小池 章介	神戸市西区玉津町 志波 かおり	西区平野町中津字柳ヶ坪 2712	田 2,433の内400	本公告日 令和8年3月31日	8,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区井吹台西町 山内 久美子	神戸市西区玉津町 志波 かおり	西区平野町中津字柳ヶ坪 2712	田 2,433の内300	本公告日 令和8年3月31日	6,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区星陵台 中村 正治	神戸市西区玉津町 志波 かおり	西区平野町中津字柳ヶ坪 2712	田 2,433の内333	本公告日 令和8年3月31日	6,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町布施畑578 株式会社リアルエステート中野 代表取締役 中野 邦彦	神戸市西区伊川谷町 坂本 裕美	西区伊川谷町布施畑字廣芝 243 西区伊川谷町布施畑字廣芝 245 西区伊川谷町布施畑字廣芝 247 西区伊川谷町布施畑字廣芝 280	田 221 田 1,064 田 433 田 621	令和6年4月1日 令和9年3月31日	2,834円/1筆 13,647円/1筆 5,554円/1筆 7,965円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区伊川谷町布施畑578 株式会社リアルエステート中野 代表取締役 中野 邦彦	神戸市西区伊川谷町 植野 一郎	西区伊川谷町前開字石戸 382-1 西区伊川谷町前開字石戸 382-3	田 685 田 236	令和6年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

神戸市西区二ツ屋1丁目16-2 株式会社 ナチュラリズム 代表取締役 大皿 一寿	神戸市西区二ツ屋 北井 良明	西区玉津町二ツ屋字八幡田 301	田 1,498	令和6年4月1日 令和9年3月31日	12,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借貸 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区二ツ屋1丁目16-2 株式会社 ナチュラリズム 代表取締役 大皿 一寿	神戸市西区二ツ屋 影山 隆子	西区玉津町二ツ屋字松ノ内 346-1 西区玉津町二ツ屋字松ノ内 346-2	田 250 田 503	令和6年4月1日 令和9年3月31日	2,700円/1筆 5,500円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借貸 の全額を甲の住所へ 持参する。
大阪府枚方市山之上北町4-15-2F セント・フラダイス株式会社 代表取締役 田中 章代	明石市大久保町 永田 敏彦	西区神出町宝勢字大池尻 4109 西区神出町宝勢字大池尻 4110	畑 2,016 畑 2,107	令和6年4月1日 令和9年3月31日	180,000円/1筆 180,000円/1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借貸 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市須磨区神の谷 酒井 あずみ	神戸市西区押部谷町 藤本 千歳	西区押部谷町高和字萱本 1138	田 366	本公告日 令和15年3月31日	5,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借貸 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市長田区御蔵通4丁目205-2 株式会社 いくせい 代表取締役 箸尾 哲司	神戸市西区伊川谷町 澁谷 立子	西区伊川谷町小寺字柿谷 468-48	畑 1,147	令和6年4月1日 令和16年3月31日	17,205円/1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借貸 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。

神戸市公告

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年2月27日

神戸市長 久 元 喜 造

1 区域を変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
高倉台3号 周辺緑地	須磨区高倉台8丁目 須磨区多井畑南町	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	拡 張
高倉台4号 周辺緑地	須磨区高倉台6丁目 須磨区高倉台7丁目 須磨区多井畑字木戸ヶ谷	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	拡 張

(2)供用開始の年月日

令和6年2月27日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年2月27日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区中野1丁目5番10、5番11、5番16の内1工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市西区玉津町出合374番地の2

池上 春雄

兵庫県明石市小久保3丁目18番地の26

株式会社ヨシカワ

代表取締役 吉川 尚孝

許可番号

令和5年7月11日 第8132号

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区池上5丁目12番2、12番3、12番24

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区长居東4丁目11番4号

日経ホーム株式会社

代表取締役 濱崎 武蔵

許可番号

令和5年5月1日 第8116号

（変更許可 令和5年12月1日 第2089号）

令和5年度に発生の中神戸市立中学校いじめ問題調査委員会設置規則をここに公布する。

令和6年2月19日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第7号

令和5年度に発生の中神戸市立中学校いじめ問題調査委員会設置規則
(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1条第2項の規定に基づき、令和5年度に発生の中神戸市立中学校いじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、令和5年度に発生の中神戸市立中学校いじめ問題に関して、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する調査を行う。

2 委員会は、前項の調査により事実の解明及びその評価並びに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、教育委員会に提出するものとする。

3 職員は、委員会から第1項の調査及び第2項の規定による報告書の作成に係る協力を求められたときは、これに全面的かつ優先的に応じるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律、医療、心理、福祉、又は教育に関する専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 前条第1項の調査及び同条第2項の報告書の作成並びにこれらに伴う業務(以下「調査等」という。)を補助させるために必要があるときは、委員会に調査補助員を置くことができる。

4 前項の調査補助員は、調査等の補助を行う上で必要な知見を有する者のう

ちから、教育委員会が委嘱する。

5 教育委員会は、前項の委嘱を行うに当たっては、補助を行うべき調査等の範囲を指定するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づきこの規則が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査補助員は、前条第5項の規定に基づき指定された範囲の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解嘱することができる。

(1) 第2条第1項及び第2項に掲げる職務を怠ったとき。

(2) 第3条第2項の要件を欠くに至ったとき。

(3) 委嘱条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員たるに適しない非行があったとき。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第9条 議事について直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第10条 委員会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この規則は、次に掲げる日のうちいずれか早い日限り、その効力を失う。
- (1) この規則の施行の日から起算して2年を経過する日
 - (2) 委員会が第2条第2項の報告書を提出した日

令和6年2月27日 神戸市公報第3848号

令和6年2月20日付け神戸市公報第3847号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和6年2月27日

(神戸市公告 21 ページ)

誤

敷地面積	523.37 平方メートル
建築面積	144.46 平方メートル
延べ面積 (許可対象床面積)	198.32 平方メートル (調剤薬局 198.32 平方メートル)
階 数	地上1階

正

敷地面積	523.37 平方メートル
建築面積	144.46 平方メートル
延べ面積 (許可対象床面積)	198.32 平方メートル (調剤薬局 198.32 平方メートル)
階 数	地上2階